

水質検査方法

項目	基準値	検査方法	変動係数
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法	—
2 大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法	—
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、 0.003mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 フレイム—原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10% 10%
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 0.0005mg/L以下	還元気化—原子吸光光度法	10%
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP-MS法 水素化合物発生—原子吸光光度法 水素化合物発生—ICP法	10% 10% 10% 10%
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10%
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 0.01mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 ICP-MS法 水素化物発生—原子吸光光度法 水素化物発生—ICP法	10% 10% 10% 10%
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 0.02mg/L以下	フレイムレス—原子吸光光度法 フレイム—原子吸光光度法 ICP法 ICP-MS法	10% 10% 10% 10%
9 亜硝酸態窒素	亜硝酸態窒素の量に関して、 0.04mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	10%
10 シアン化物イオン及び塩化シアン（注1）	シアンに関して、 0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ—ポストカラム 吸光光度法	10% 10%
11 硝酸態素及び亜硝酸態素窒素	1.0mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	10%
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 0.8mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン）	10%
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 1.0mg/L以下	ICP法 ICP-MS法	10% 10%
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	固相抽出-GC-MS法	20%
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%

項	目	基準値	検査方法	変動係数
19	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
20	ベンゼン	0.01 mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
21	塩素酸	0.6 mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
22	クロロ酢酸	0.02 mg/L以下	溶媒抽出-GC-MS法	20%
23	クロロホルム	0.06 mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
24	ジクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-GC-MS法	20%
25	ジブromokクロロメタン	0.1 mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
26	臭素酸	0.01 mg/L以下	イオンクロマトグラフィーポストカラム 吸光光度法	10%
27	総トリハロメタン	0.1 mg/L以下	クロロホルム、ジブromokクロロメタン、 ブromोजクロロメタン及びブromokホルム ごとに22の項、24の項、28の項及び 29の項に掲げる方法	—
28	トリクロロ酢酸	0.03 mg/L以下	溶媒抽出-GC-MS法	20%
29	ブromोजクロロメタン	0.03 mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
30	ブromokホルム	0.09 mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法	20% 20%
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L以下	溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法	20%
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 1.0 mg/L以下	フレイムレスー原子吸光光度法	10%
			フレイムー原子吸光光度法	10%
			ICP法	10%
			ICP-MS法	10%
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に 関して、0.2 mg/L以下	フレイムレスー原子吸光光度法	10%
			ICP法	10%
			ICP-MS法	10%
34	鉄及びその化合物	鉄の量に 関して、0.3 mg/L以下	フレイムレスー原子吸光光度法	10%
			フレイムー原子吸光光度法	10%
			ICP法	10%
35	銅及びその化合物	銅の量に 関して、1.0 mg/L以下	フレイムレスー原子吸光光度法	10%
			フレイムー原子吸光光度法	10%
			ICP法	10%
			ICP-MS法	10%
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に 関して、200 mg/L以下	フレイムレスー原子吸光光度法	10%
			フレイムー原子吸光光度法	10%
			ICP法	10%
			イオンクロマトグラフ法（陽イオン）	10%
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に 関して、0.05 mg/L以下	フレイムレスー原子吸光光度法	10%
			フレイムー原子吸光光度法	10%
			ICP法	10%
			ICP-MS法	10%

項 目		基 準 値	検 査 方 法	変動係数
38	塩化物イオン	200mg/L以下	イオンクロマトグラフ法（陰イオン） 滴定法	10% 10%
39	カルシウム、マグネシウム等 （硬度）	300mg/L以下	フレーム-原子吸光光度法 ICP法 イオンクロマトグラフ法（陽イオン） 滴定法	10% 10% 10% 10%
40	蒸発残留物	500mg/L以下	重量法	—
41	陰イオン界面活性剤 注1)	0.2mg/L以下	固相抽出-高速液体クロマトグラフ法	10%
42	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名ジェオスミン）	0.00001mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法 固相抽出-GC-MS法	20% 20% 20%
43	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2オール（別名2-メチルイソボルネオール）	0.00001mg/L以下	PT-GC-MS法 HS-GC-MS法 固相抽出-GC-MS法	20% 20% 20%
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	固相抽出-吸光光度法	20%
45	フェノール類 注1)	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下	固相抽出-誘導体化-GC-MS法	20%
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量） 注2)	3mg/L以下	全有機炭素計測定法	10%
47	pH値	5.8以上8.6以下	ガラス電極法 連続自動測定機器によるガラス電極法	— —
48	味	異常でないこと	官能法	—
49	臭 気	異常でないこと	官能法	—
50	色 度	5度以下	比色法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法	— 10% 10%
51	濁 度	2度以下	比濁法 透過光測定法 連続自動測定機器による透過光測定法 積分球式光電光度法 連続自動測定機器による積分球式光電光度法 散乱光測定法 透過散乱法	— 10% 10% 10% 10% 10% 10%

水質基準項目（51項目）

省令番号	項 目	基準値(mg/l)
01	一般細菌	100個/ml
02	大腸菌	不検出
03	カドミウム及びその化合物	0.003
04	水銀及びその化合物	0.0005
05	セレン及びその化合物	0.01
06	鉛及びその化合物	0.01
07	ヒ素及びその化合物	0.01
08	六価クロム化合物	0.02
09	亜硝酸態窒素	0.04
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01
11	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
12	フッ素及びその化合物	0.8
13	ホウ素及びその化合物	1
14	四塩化炭素	0.002
15	1, 4-ジオキサン	0.05
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04
17	ジクロロメタン	0.02
18	テトラクロロエチレン	0.01
19	トリクロロエチレン	0.01
20	ベンゼン	0.01
21	塩素酸	0.6
22	クロロ酢酸	0.02
23	クロロホルム	0.06
24	ジクロロ酢酸	0.03
25	ジブromoklorometan	0.1
26	臭素酸	0.01
27	総トリハロメタン	0.1
28	トリクロロ酢酸	0.03
29	ブromodijoklorometan	0.03
30	ブromoholm	0.09
31	ホルムアルデヒド	0.08
32	亜鉛及びその化合物	1
33	アルミニウム及びその化合物	0.2
34	鉄及びその化合物	0.3
35	銅及びその化合物	1
36	ナトリウム及びその化合物	200
37	マンガン及びその化合物	0.05
38	塩化物イオン	200
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300
40	蒸発残留物	500
41	陰イオン界面活性剤	0.2
42	ジオスミン	0.00001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001
44	非イオン界面活性剤	0.02
45	フェノール類	0.005
46	有機物（TOC）	3
47	PH値	5.8~8.6
48	味	異常でない
49	臭気	異常でない
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下

毎月検査（9項目）

省令番号	項 目	基準値(mg/l)
01	一般細菌	100個/ml
02	大腸菌	不検出
38	塩化物イオン	200
46	有機物 (TOC)	3
47	PH値	5.8~8.6
48	味	異常でない
49	臭気	異常でない
50	色度	5度以下
51	濁度	2度以下

省略不可項目検査（13項目）

省令番号	項 目	基準値(mg/l)
09	亜硝酸態窒素	0.04
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	0.01
21	塩素酸	0.6
22	クロロ酢酸	0.02
23	クロロホルム	0.06
24	ジクロロ酢酸	0.03
25	ジブロモクロロメタン	0.1
26	臭素酸	0.01
27	総トリハロメタン	0.1
28	トリクロロ酢酸	0.03
29	ブロモジクロロメタン	0.03
30	ブロモホルム	0.09
31	ホルムアルデヒド	0.08

機材・薬品溶出等項目（7項目）

省令番号	項 目	基準値(mg/l)
06	鉛及びその化合物	0.01
08	六価クロム化合物	0.02
32	亜鉛及びその化合物	1.0
33	アルミニウム及びその化合物	0.2
34	鉄及びその化合物	0.3
35	銅及びその化合物	1.0
37	マンガン及びその化合物	0.05